

仕 様 書

1 クリーニングする物品の名称及び規格

- (1) 布団カバー (シングル)
- (2) シーツ (シングル)
- (3) 枕カバー (シングル)
- (4) タオルケット (シングル)
- (5) 毛布 (シングル)

2 収集及び納品場所

- (1) 函館市五稜郭町15番5号 函館方面本部総合庁舎
- (2) 函館市五稜郭町16番1号 函館方面本部分庁舎

3 クリーニングの処理基準

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年6月27日法律第164号）第57条の12第1項の規定に基づき、公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが定めたクリーニング業に関する標準営業約款及び同約款施行規則により行うこと。

4 その他

- (1) 受注者は、発注者の指定する場所で指定された数量を収集し、発注者の指定する期日までに納品すること。
- (2) 収集及び納品は原則週1回以上行うこと。
- (3) 納品の際は、納品場所ごとに納品書を発行し、発注者に提出すること。
- (4) クリーニング処理、収集及び納品に要する機材及び消耗品については、受注者の負担とする。
- (5) クリーニング処理の際は、破損・汚損のないように処理すること。
- (6) その他、処理に関して必要があるときは、発注者と受注者とが協議するものとする。